

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)			
科 目	予 算 額	総額比	備 考
〔収入の部〕	3,334,087	100%	
1. 繰越金	86,087	3%	
2. 年会費、協賛金	1,400,000	36%	(単年250名を計画)
3. 定期総会会費	900,000	30%	令和7年開催
4. 関東梅苑祭会費	900,000	30%	令和8年開催
5. 雑収入	48,000	1%	ホームページ広告等
〔支出の部〕	3,334,087	100%	
1. 事業費	2,500,000	75%	
(1) 定期総会関係費	1,300,000	39%	令和7年度 定期総会・合同同期会
(2) 関東梅苑祭関係費	1,200,000	36%	令和8年度 関東梅苑祭・合同同期会
2. 運営費	834,087	25%	
(1) 事務所関係費	40,000	1%	信陵会館、年間契約料20,000円×2年
(2) 会議費	80,000	2%	会議室使用料、本部会合参加費等
(3) 通信費	10,000	0%	会議案内連絡等
(4) 事務費	5,000	0%	事務用品購入等
(5) 印刷費	10,000	0%	連絡文書作成等
(6) 組織強化費	100,000	3%	若手育成助成、卒業生向けチラシ
(7) 交際費	100,000	3%	梅苑会関連慶弔、協賛、賀詞広告等
(8) ホームページ維持費	350,000	10%	ホームページ維持管理
(9) 予備費	139,087	4%	

- 第1条 〔名 称〕
この会は「福島県立福島高等学校同窓会 関東梅苑会」と称し、東京都渋谷区道玄坂1-15-3 プリメーラ道玄坂110号「信陵会館内」におく。
- 第2条 〔組 織〕
この会は旧制福島県立福島中学校・福島県立福島高等学校の卒業生・修学生で関東地区の在住者をもって組織する。
- 第3条 〔目 的〕
この会は会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することをもって目的とする。
- 第4条 〔事 業〕
この会は次の事業を行なう。
1. 会員相互の連絡協調に関すること
2. 母校の発展援助に関すること
3. 母校の同窓会発行会員名簿に関すること
4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関すること
5. その他目的達成に必要なこと
- 第5条 〔役員、学年幹事、事務局〕
この会に役員、学年幹事、事務局をおく。
(1) 役員
1. 会 長 1名
2. 副会長 2-4名
3. 事務局長 1名
4. 監 事 2名
(2) 学年幹事
以上の外、会長は総会の推薦により名誉会長及び各卒業学年ごとに若干名の学年幹事をおく。
顧問を委嘱することができる。
(3) 事務局
事務局長を補佐する事務局をおく。
以上の外、会長は総会の承認を得て、名誉会長を推戴し、また、顧問を委嘱することができる。
- 第6条 〔役員、学年幹事、事務局の選出〕
・会長、副会長、監事は総会で選出する。
・学年幹事は会長の委嘱若しくは各学年の推薦により選出する。
・事務局長、事務局は会長が委嘱する。
・監事は他の役員を兼任できない。
- 第7条 〔役員 の職務〕
・会長はこの会を代表し会務を統括する。
・副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合は職務を代行する。
・事務局長は会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。
・監事は会計を監査する。

- 第8条 〔役員 の任期〕
役員 の任期は次回総会までとし、再任を妨げない。但し、会長・副会長の職務にあつては3期を限度とする。やむをえない事情での退任は学年幹事会で決定する。
- 第9条 〔総 会〕
①総会は原則として2年毎に開き、次の事項を決議する。
1. 会務の報告
2. 予算の審議及び決算の承認
3. 役員 の選出
4. 議案の議決
5. 規約の改廃
6. その他重要な事項
但し、総会はその権限の一部を学年幹事会に委任することができる。
②総会の議長は会長が務める。
- 第10条 〔会議 の構成〕
・総会は、会員をもって構成する。
・学年幹事会は、役員および学年幹事をもって構成し、総会の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。
・役員会は役員をもって構成し、総会並びに学年幹事会の決定した事項の執行及びその他必要な会務を遂行する。
- 第11条 〔招 集〕
総会および学年幹事会は会長が招集する。会議の議決は出席会員の過半により決する。
- 第12条 〔会 計〕
・この会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は幹事会で決定する。
・会計年度は4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。
- 第13条 〔その他〕
その他必要と認める事項は、その都度役員会で協議し、決定する。
- 〔発効〕
この会の規約は平成5年3月12日より施行する。
- 平成7年3月10日一部改正 (第1条、第5条、第11条、第12条)
平成11年3月12日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第12条)
平成13年4月13日一部改正 (第8条)
平成17年5月13日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第12条)
平成19年5月18日一部改正 (第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条)
令和元年5月24日一部改正 (第1条、第2条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条)